

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和8年10月（策定）

坂 東 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 2 - 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	16
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	19
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する 事項	20
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	20
2	市が主体的に行う取組	21
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	21
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成 のための情報収集・相互提供	22
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	22
1	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に 関する事項	23
2	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	24
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	24
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第 6	その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、茨城県の南西部に位置し、肥沃で平坦な土地条件と首都から 50km 圏内という大消費地東京に近い地理条件に恵まれ、農業は市の基幹産業として発展してきた。特にこうした立地条件をいかして、露地野菜を主体とする園芸部門の農業生産を展開し、経営の発展を図るため、機械の導入による作業の効率化が進んできた。今後は、低コストの大規模土地利用型農業の育成、また高付加価値型園芸作物等を柱とした作型を担い手を中心に導入して、高品質園芸産地の確立を図り、さらに I C T を活用した先端技術の導入と効率的な農業構造への転換を積極的に促進する。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

なお、このような農業生産振興の基本となる優良農地の確保と生産基盤の整備については農業振興地域整備計画に即し、引き続き優良農地の確保と保全に努める。

さらに、農村地域の特性を活かし、基盤整備の完了した地区に加え、東山田地区、下山・木間ヶ瀬地区の基盤整備と農業用排水施設など基幹的な施設整備等を推進していく。

- 2 本市の農業構造については、周辺地域における工業団地開発等による雇用の増加や農業経営の不安定さが、農業従事者の他産業への流失を招いている。また、従事者の高齢化と後継者不足による農業従事者の減少も一段と進んでいる。

農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主とする経営者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間総農業所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人当たり	2,000 時間以内
年間農業所得	主たる従事者 1 人当たり	580 万円以上

3 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等と十分な相互連携の下で適切な指導を行うため、坂東市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれらを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の坂東市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について取捨選択することにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業を目指す意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理機構を通じた貸借等を進める。具体的には、「地域計画」等に基づき、市町村、農業委員会が収集した農地や担い手の情報を県や農地中間管理機構とも共有し、地域の担い手等との協議の場を設け、対象となる農地や担い手を明確にして、関係機関が一体となって農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全体的に展開して集団化・連担化したうえで担い手に利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人

化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である生子菅・杓掛地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

このほか、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者に対して、農業委員会の支援による農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 4 本市は、坂東市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支店単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設へ投資を行っていくため、同指導チームの下に株式会社日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、適切な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全国農業協同組合連合会茨城県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する適切な指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和7年の新規就農者数は11人であり、平成28年以降の平均は年15人程度の状況であり、従来からの基幹作物である露地野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市では青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

本市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及び周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を目標とする。

年間総労働時間	主たる従事者 1 人当たり	2,000 時間以内
年間農業所得	主たる従事者 1 人当たり	250 万円以上

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

前述したような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域連携推進員、J A 岩井、J A 茨城むつみ、市内生産団体等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に、本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、全ての営農類型において、「家族経営協定」を締結し、経営方針の策定、役割分担の明確化、働きやすい就労環境の整備等に取り組むこととする。また、経営管理の方法として、日々の収入や経費などを正しく記帳し、青色申告を実施する。

1. 農業経営の基本的指標

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲+小麦+大豆 +そば+作業受託)	<p>〈経営面積〉</p> <p>水田 2,500a (うち借入 2,400a)</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 1,500a 小麦 1,000a 大豆 500a そば 500a 作業受託 水稲 500a (3作業以上・販売名 義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・借地及び作業受託による 大規模普通作経営 ・大型機械化体系により省 力・低コスト化を実現する</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター90ps 1台 トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 1台 自脱型コンバイン6条刈り 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 4基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・ブロックローテーション により、水稲、小麦、大豆 を作付けする</p> <p>・高品質・高収量生産を行 う</p> <p>・農地中間管理事業による 農地集積を図る</p>	<p>農機具、施設の耐用 年数以上の使用によ る減価償却費の削減 を図る</p> <p>減化学肥料及び減農 薬に取り組み、エコ 農業の実践を図る</p> <p>借入地拡大のため、 地主との信頼関係の 構築を図る</p> <p>作業計画表を作成 し、効率的な作業に 努める</p> <p>農繁期のピークを少 なくするため、作業 分散を考慮した作付 計画を作成する</p>	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
2 施設野菜 (トマト+きゅうり)	<p>〈経営面積〉</p> <p>施設 30a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>促成トマト 30a</p> <p>抑制きゅうり 30a</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・ トマトときゅうりの施設栽培経営</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター30ps 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>マニユアスプレッター 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>作業舎 20坪</p> <p>大型鉄骨ハウス 30a</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・ 促成トマトー抑制きゅうりの年2作</p> <p>・ 土壌改良材、堆肥投入</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る</p> <p>減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る</p> <p>環境測定器の導入により、増収を図る</p>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 露地野菜 (ねぎ+レタス)	<p>〈経営面積〉</p> <p>普通畑 330a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>ねぎ・夏どり 90a</p> <p>春レタス 160a</p> <p>秋レタス 170a</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 2人</p> <p>臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・春・秋レタスと夏ねぎの組み合わせによる露地経営</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター50ps、64ps各1台</p> <p>移植機 1台</p> <p>全自動収穫機 1台</p> <p>マルチャー 1台</p> <p>ブームスプレイヤ 1台</p> <p>ネギ皮剥き機 1台</p> <p>レタス包装機 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>2tトラック 1台</p> <p>育苗ハウス 1棟</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・ねぎ、レタスは機械化体系をとる</p> <p>・排水対策を行う</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る</p> <p>減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る</p> <p>パソコンを活用した複式簿記記帳の実施</p>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
4 露地野菜 (リーフレタス＋ キャベツ＋なす)	<p>〈経営面積〉</p> <p>普通畑 310a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>初夏どりリーフレタス 130a</p> <p>秋どりリーフレタス 130a</p> <p>秋どりキャベツ 120a</p> <p>初夏どりキャベツ 120a</p> <p>なす 20a</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 2人</p> <p>臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・葉菜類となすを組み合わせた露地経営</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター50ps、64ps各1台</p> <p>移植機 1台</p> <p>マルチャー 1台</p> <p>ブームスプレイヤ 1台</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>2 t トラック 1台</p> <p>育苗ハウス 1棟</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・排水対策を行う</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る</p> <p>減化学肥料及び減農薬に取り組み、エコ農業の実践を図る</p> <p>多品目生産に伴う、綿密な作業計画づくりと、効率的作業の遂行</p> <p>契約販売の導入により所得の安定化を図る</p> <p>パソコンを活用した複式簿記記帳の実施</p>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 施設花き (シクラメン+苗物)	<p>〈経営面積〉</p> <p>施設 35a</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>シクラメン 25a</p> <p>苗物 15a</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 2人</p> <p>臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・市場出荷と直売による施設花き経営</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター30ps 1台</p> <p>動力噴霧器 1台</p> <p>ローダー 1台</p> <p>軽トラック 1台</p> <p>ガラス温室 35a</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・温室の二層カーテン</p>	<p>農機具、施設の耐用年数以上の使用による減価償却費の削減を図る</p> <p>消費者ニーズや現在のライフスタイルに適した鉢物を選択</p>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
6 酪農	<p>〈経営面積〉 普通畑 750a (うち借入地 300a)</p> <p>〈飼養規模・作付面積〉 飼養頭数(経産牛) 45頭 イタリアンライグラス 飼料用トウモロコシ 700a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 2人 補助的従事者 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・経産牛1頭あたり年間泌乳量を9,000kg以上の高い能力を持つ牛を飼養する</p> <p>〈主な資本整備〉 搾乳牛舎 育成牛舎 堆肥舎 トラクター ライムソー マニユアスプレッダー バキュームカー コーンハーベスター モア-コンディショナー ロールペーラー</p> <p>〈土地利用、技術等〉 飼料作物を作付けして有効利用を図る</p>	<p>高い産乳量を維持するため、個体管理を十分行う</p> <p>飼料作物の基幹作業は、共同機械を利用して、減価償却費の削減を図る</p> <p>良質自給粗飼料(WCS含)の安定生産</p> <p>耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る</p>	ヘルパーを月2日間導入し、他産業並みの労働時間の実現を図る

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
7 養豚	<p>〈飼養規模〉</p> <p>飼養頭数(種雌豚) 100頭</p> <p>種雄豚 5頭</p> <p>子豚 380頭</p> <p>肉豚 725頭</p> <p>販売肉豚 2,180頭</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・高い生産効率を保つため、飼養規模は家族労働を基準に適正規模の範囲とする</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>種雄・交配・育成舎 妊娠豚舎 分娩・子豚舎 肉豚舎 自動給餌システム トラック 糞尿処理施設 堆肥舎・貯留槽・活性汚泥槽・土壌蒸散槽・発酵槽など</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・優良種豚を定期的に導入する</p>	<p>高い肥育管理技術を身につけ、事故率2%以内に抑えるように努める</p> <p>耕畜連携等により堆肥利用の促進を図る</p> <p>飼養衛生管理基準に基づく衛生管理の徹底</p>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
8 養鶏	<p>〈飼養規模〉</p> <p>常時飼養羽数 39,000羽</p> <p>鶏卵生産量 662,000kg</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 2人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・採卵専業経営で、飼養鶏はすべての育成業者から若鶏を導入する</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>成鶏舎 集卵所 鶏糞堆積舎 鶏糞発酵機 ケージシステム ダンプカー ショベルローダー</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・鶏舎清掃、水洗及び消毒の徹底、鶏舎周辺への石灰散布の実施</p> <p>・鶏舎は陽圧式ウインドレスとする</p>	<p>16週齢の若雌を47週間隔で導入し91週間隔飼育する</p> <p>空舎期間は3週間で94週間を1サイクルとする</p> <p>経営上必要なデータはパソコンで入力し、4週間毎に産卵成績及び経営の分析を行い、収益アップにつなげる</p> <p>作業計画表を作成して、効率的な作業を行う</p> <p>部門分担など、役割を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p>	他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
9 工芸作物（茶）	<p>〈経営面積〉</p> <p>樹園地 450a （うち借入地 250a）</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>茶 450a （成園 400a 未成園 50a）</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 1人 補助的従事者 3人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自園、自製の茶専作経営 <p>〈主な資本整備〉</p> <p>摘採機 2台 整枝機 1台 台刈機 1台 深耕機 1台 動力噴霧器 1台 トラック（1t） 1台 加工施設 1式</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせにより摘期収穫巾を広め、作業の分散を図る ・防霜ファンを全圃場に設置し、霜害を防止する ・土づくりを徹底し、良質茶の生産を行う 	<p>資本投資が多額となるので中長期的な計画を立て、経営管理を行う</p> <p>作業計画表を作成して、効率的な作業を行う</p> <p>部門分担など、役割を明確にする</p> <p>複式簿記の記帳により、財務管理の徹底を図る</p>	<p>加工場を常に清潔で快適な環境に保つ</p> <p>他産業並みの労働時間を実現するため、補助労働者を確保する</p>

集落営農

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稲+小麦+大豆 +作業受託)	<p>〈経営面積〉</p> <p>水田 5,000a (うち借入地 5,000a)</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>水稲 3,000a 小麦 2,000a 大豆 2,000a 作業受託 水稲 1,000a (3作業以上・販売名 義・処分権有)</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 3人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>・おおむね1集落内の農家 から農地管理、機械作業を 委託された担い手農家3件 による集落営農経営</p> <p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター90ps 2台 トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 田植機6条 2台 自脱型コンバイン6条刈り 1台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 乾燥機50石 4基 フォークリフト 1台 トラック1.5t 1台 軽トラック 1台 作業舎 30坪 育苗ハウス 5棟</p> <p>〈土地利用、技術等〉</p> <p>・ブロックローテーション により、水稲、小麦、大豆 を作付けする</p> <p>・高品質・高収量生産を行 う</p> <p>・農地中間管理事業による 農地集積を図る</p> <p>・農地中間管理事業による 農地集積・集約を図る</p>	<p>農機具、施設の効率 的利用や耐用年数以 上の使用による減価 償却費の削減を図る</p> <p>減化学肥料及び減農 薬に取り組み、エコ 農業の実践を図る</p> <p>借入地拡大のため、 地主との信頼関係の 構築を図る</p> <p>企業的経営体となる ため組合の法人化を 進める</p> <p>農繁期のピークを少 なくするため、作業 分散を考慮した作付 計画を作成する</p> <p>構成員の役割分担明 確化により、効率的 作業に努める</p>	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、坂東市及び周辺市町における新規就農の事例を踏まえつつ、坂東市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1. 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1 普通作 (水稻+飼料用米)	<p>〈経営面積〉 水田 1,000a</p> <p>〈作付面積〉 水稻(主食用米) 600a 水稻(飼料用米) 400a</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・親族からの継承を前提とした普通作経営</p> <p>〈主な資本整備〉 トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>青色申告の実施</p> <p>財務分析による経営診断の実施</p> <p>資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p>	<p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>
2 施設野菜 (イチゴ)	<p>〈経営面積〉 施設 15a</p> <p>〈作付面積〉 イチゴ 15a</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・イチゴ専作経営</p> <p>〈主な資本整備〉 パイプハウス 15a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン 一式 炭酸ガス発生装置</p>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
3 施設野菜 (トマト)	<p>〈経営面積〉 施設 20a</p> <p>〈作付面積〉 トマト 20a</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・ トマト専作経営</p> <p>〈主な資本整備〉 パイプハウス 20a 灌水設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>青色申告の実施</p> <p>財務分析による経営診断の実施</p> <p>資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p>	<p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>
4 露地野菜 (ネギ)	<p>〈経営面積〉 普通畑 70a</p> <p>〈作付面積〉 ネギ 70a</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・ ネギ周年栽培</p> <p>〈主な資本整備〉 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧器 1台 ネギ皮剥き機 1台</p>		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
5 果樹 (ブドウ)	<p>〈経営面積〉 樹園地 30a</p> <p>〈作付面積〉 ブドウ（雨よけ） 30a</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営</p> <p>〈主な資本整備〉 簡易被覆ハウス（雨よけ） 30a 直売施設兼作業所 1棟 スピードスプレーヤー 1台 乗用型草刈機 1台 運搬車 1台</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>青色申告の実施</p> <p>財務分析による経営診断の実施</p> <p>資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p>	<p>農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止</p> <p>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</p>
6 畜産 (肉用牛繁殖)	<p>〈経営面積〉 飼養規模 成牛20頭 普通畑 1.7ha</p> <p>〈作付面積〉 飼料用とうもろこし 1.7ha 稲わら集荷面積 2.0ha</p>	<p>〈経営の特徴〉 ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営 ・堆肥交換により稲わらの確保に努める</p> <p>〈主な資本整備〉 畜舎 堆肥舎 トラクター ショベルローダー コーンハーベスター コーンプランター マニュアルスプレッダー ロータリープラウ ライムソワー 動力噴霧器 給餌用ワゴン</p>		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農 用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね66%以上	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の活用により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、露地野菜（特に大規模農家）及び水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手への農地の利用集積が進んできてはいるが、借地等により規模拡大を図っている経営の圃場は数十箇所分散していることがまれではないため、農作業の効率化が図られず、担い手への更なる規模拡大が課題となっている。

（２）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積・集約を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。まず、担い手の育成方針については、坂東市担い手育成総合支援協議会等の活動（農産物のブランド化、新技術の研修会等）を通して担い手の資質と作業意欲を向上させ、各種補助事業（強い農業づくり総合支援交付金等）を活用しながら経営基盤が安定化するように支援を行う。また、農地の利用集積・集約については、農地中間管理事業等の推進など総合的な対策を講じると同時に、農業委員会や農業協同組合との連携を強化して農用地の出し手と受け手の情報を収集し、農地利用集積・集約事業等を活用して担い手に集積・集約を行っていく。

（３）関係団体との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第４ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実現するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組んでいく。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業経営士、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組んでいく。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の活用等に取り組んでいく。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等

を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談体制や他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを行うため、本市が主体となって、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等の関係団体によるサポートチームにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業改良普及センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業改良普及センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業改良普及センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた農地の集積・集約化の推進方向に即した推進体制として、「地域計画」を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。また、定期的な話合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、計画の実効性を確保する。農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、現地コーディネーターとして地域の話合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。

また、本市農業の地域特性である、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農地中間管理機構の特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施

するものとする。

中山間地域の生子菅・沓掛地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市の広報への掲載やホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業政策課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う公益社団法人茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の話し合いにより地域計画の策定及び見直しを通じ、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

また、地域の実情に応じて、集落営農の地域の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的

かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) に①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体

が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき私用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人茨城県農林振興公社）等の指導、助言を求めたときは、坂東市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）本市は、農地中間管理事業等の運営を重点的に推進することと合わせて、次に掲げる事項の農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

青年農業者等育成センターや農業改良普及センター、JA岩井、JA茨城むつみなどと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって茨城県立農業大学校や農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、JA岩井、JA茨城むつみ、市内生産団体等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等の情報を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適

切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「地域計画」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために本市新規就農者交流会への参加を促すとともに、本市認定農業者協会との交流の機会を設ける。また、市直売所等への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導支援に限らず、ＪＡ茨城むつみが運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、霞ヶ浦用水事業の推進を図り、農業用水の安定した供給体制を確立し、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、今後は畑地帯の基盤整備を推進する。また、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は農村の活性化を図り、健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、農村地域環境整備の推進を図るとともに、農業集落排水事業の実施を促進し定住条件の整備を通じ農業の担い手育成確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第５で掲げた目標や第２及び第３の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、坂東市担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第６ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和８年１０月３０日から施行する。